

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村医師養成事業助成金交付規程

平成 24 年 4 月 1 日

規 程 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）市町村の医師の確保を支援するため、岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業実施規則（平成 16 年国保連規則第 1 号）の規定により行われる市町村医師養成事業（以下「市町村医師養成事業」という。）に要する経費として市町村が負担する経費の一部を市町村に交付する助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の財源)

第 2 条 助成金の財源は、公益財団法人岩手県市町村振興協会基金をもって充てる。

(交付基準及び助成金額)

第 3 条 助成金は、年 1 回、市町村に交付するものとする。また、助成金の額は、市町村医師養成事業に係る市町村が負担する経費の一部とし、その総額は別に定めるものとする。

(助成の対象事業)

第 4 条 助成の対象は、市町村医師養成事業とする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、助成金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(助成金計算書の提出)

第 6 条 助成金を受ける市町村は、医師養成事業助成金計算書を協会に提出するものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。